

京都市告示第 119 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるアクアリーナ・西院スポーツネットワークの代表者である美津濃株式会社から、京都市西京極総合運動公園条例第 4 条の規定に基づき、同施設内のサブプールを供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 28 年 5 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

平成 28 年 5 月 9 日（月）から同月 11 日（水）までを、サブプールを供用しない日に加える。

（理由）

サブプールの点検・修繕等を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室）